

任意後見編

任意後見_② ～法定後見と任意後見～

2025.5.15

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

任意後見編② ～法定後見と任意後見～

成年後見制度の中には2種類あるのですよね、先生。



はい、法定後見制度と任意後見制度があります。



違いは何ですか。



一言で言うと、法定後見は本人に判断能力がなくなってから利用する制度で法律で要件が決まっています。それに対して任意後見制度は本人が元気な間に自分で任意後見人を定めて代理権を契約で定めるものです。



何かよくわからないですが、法定後見は本人に判断能力がなくなっている場合は、誰が
手続をするのですか。



本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長が家庭裁判所に申し立てをします。最近は一
ひとり暮らしのお年寄りが増えており、親族より市町村長の申し立てが増えています。



任意後見編② ～法定後見と任意後見～

成年後見人は何ができるのですか。



身分行為（婚姻や養子縁組、遺言など）を除き、本人の財産の管理や、介護契約や施設入所契約、医療契約等を本人に代わって行う身上監護をします。



制度改正が議論されているのはどうしてですか。



回復しない限り死ぬまで継続しなければいけないことと、後見人に毎月数万円の報酬が発生すること、そして本人の財産を守る趣旨なので例えば、孫にお金をあげることも後見人に拒否されることもあります。



任意後見契約はどのような制度ですか。



趣旨は法定後見と同じですが、あらかじめ本人が任意後見人を定めて任意後見契約で代理権を定めておいて、その範囲で財産管理や身上監護を行います。法定後見よりは使い勝手がいいですが、任意後見監督人を通じて家庭裁判所の管轄になり、範囲限定の代替的な手段もあり、利用が進んでいるとは言えませんね。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 成年後見制度の目的は、認知症、精神障害、知的障害等の判断能力が不十分な人の保護と支援のため、財産管理と身上監護を行う制度です。
- ✓ 成年後見制度には法定後見と任意後見制度があります。本人の判断能力が亡くなった後は法定後見しか利用できなくなります。事前に任意後見などにより準備をしておくことが望まれます。
- ✓ 法定後見は開始すると回復しない限り、原則亡くなるまでやめることができないことと、必ずしも家族が後見人にはなれず家庭裁判所が外部の専門家を法定後見人として選定します。現在、制度改正の議論がされています。

成年後見制度とはどういう制度か？

メリット、デメリットを理解した上で利用することが重要です。



出所：法務省民事局 成年後見制度、成年後見登記制度

- ◆認知症、精神障害、知的障害等の判断能力が不十分な人を守る制度
- ◆本人の“分身”として、**身分行為（婚姻や養子縁組、遺言など）を除き**、全面的・包括的な権限を持つので利用の仕方に注意する。
- ◆**開始すると原則、死ぬまでやめれない。**
- ◆**財産管理**：本人の生活のため（ここがしばしば硬直的な制度といわれる所以）に必要な費用を本人の財産から計画的に支出する
- ◆**身上監護**：介護契約や施設入所契約、医療契約等を本人に代わって行う
- ◆実際に介護や身の回りの世話はできない。
- ◆財産目録の作成や、年1回家裁に報告義務あり

成年後見制度の種類は？

利用するにあたり、両者の違いを理解することが重要です。



出典：法務省民事局 成年後見制度、成年後見登記制度

◆後見が認知が最も進んだ状態で順次、**保佐**、**補助**となる。

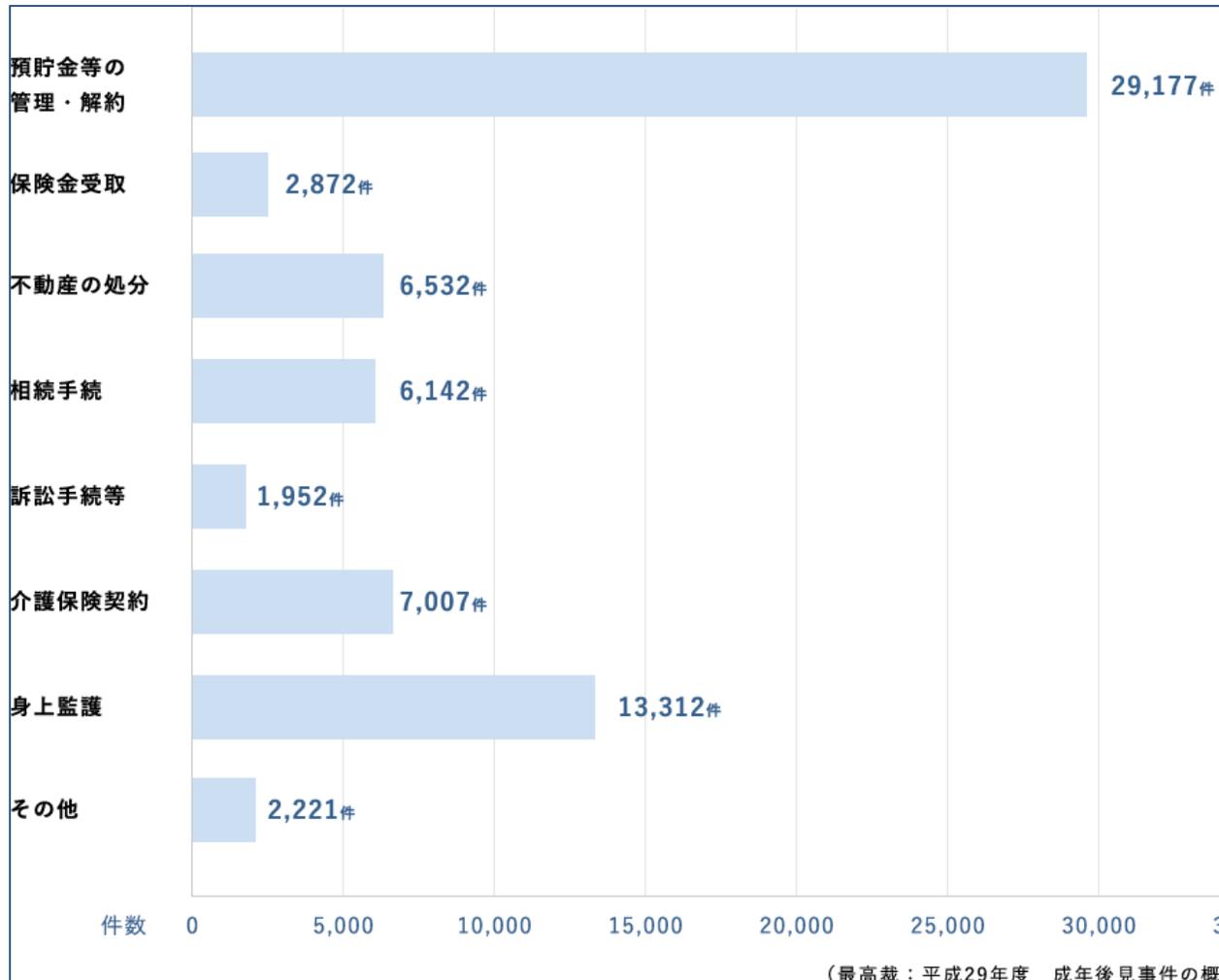
◆成年後見制度の基本理念

①「**自己決定権の尊重**」②「**残存能力の活用**」③「**ノーマライゼーション**」の3つ

簡単に言えば、本人に残っている意思や能力をできる限り活用し、その意思や能力を尊重すること

成年後見制度の利用の動機 ~法定後見制度~

成年後見制度を利用する動機で一番多いのが預貯金の管理・解約です。代替策も検討できます。



⇨ **銀行PWを聞いて**、親のために使用したことを兄弟等に立証できるようにしておく。引き出しに成年後見は義務ではない。**(財産管理)**

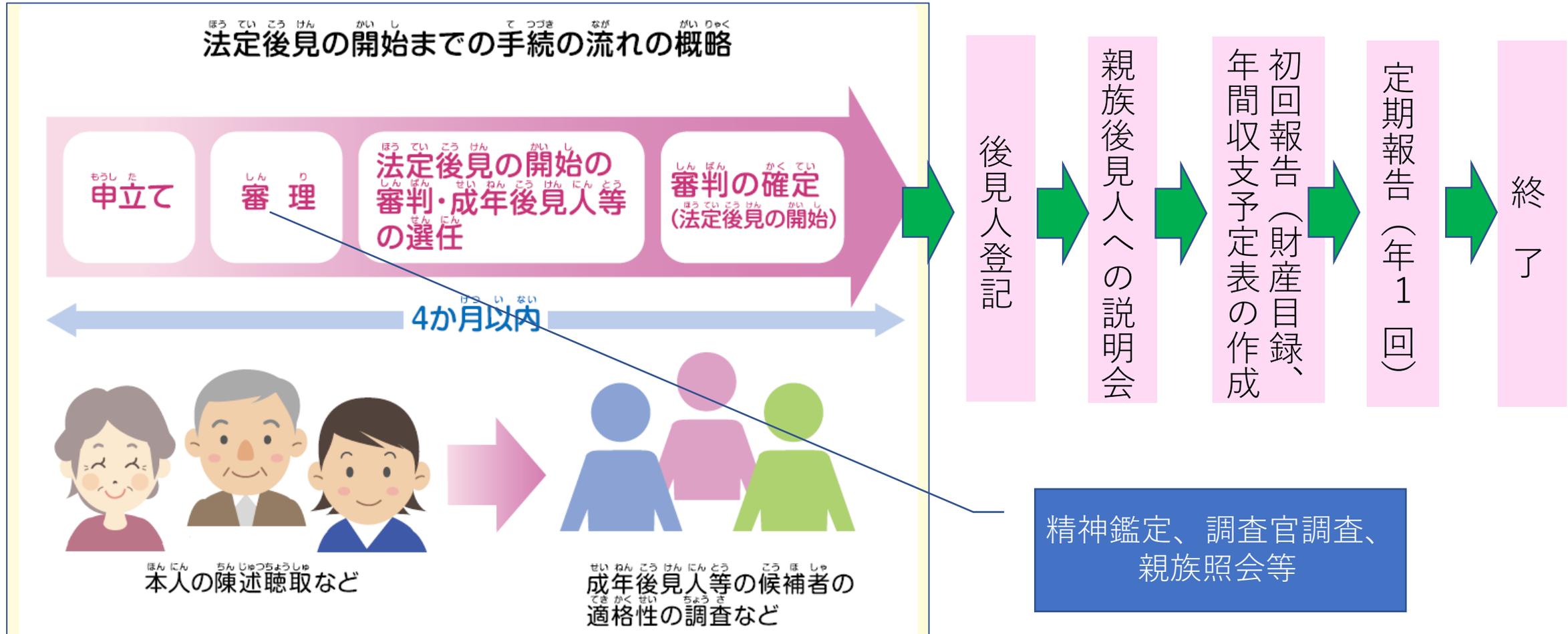
⇨ 相続になれば、急いで処分する必要もないかもしれない。又は、**財産管理委任契約（任意代理契約）**で、自身の財産の管理やその他の生活上の事務の全部又は一部について、代理権を与えて対応する。

⇨ 介護施設では、通常、**後見人でなくても家族が施設に入れる契約はできる**。施設によってはできないかもしれない。認知になった場合はどこの施設に入りたいか元気なうちに聞いておく。**(身上監護)**

⇨ 銀行や証券会社、保険会社に**指定代理請求**の制度を利用する。

成年後見制度の審理期間～法定後見制度～

申立から4か月以内（審理期間）に開始されます。



出所：法務省民事局 成年後見制度、成年後見登記制度

Thinking time !

成年後見制度について知ろう！

成年後見制度の種類

- ・成年後見制度の目的と種類は何でしょうか。



利用の動機

- ・成年後見を利用する動機はどのようなものがあるでしょうか。
- ・成年後見制度を利用しなくてもよい代替的な手段にはどのようなものがありますか。

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

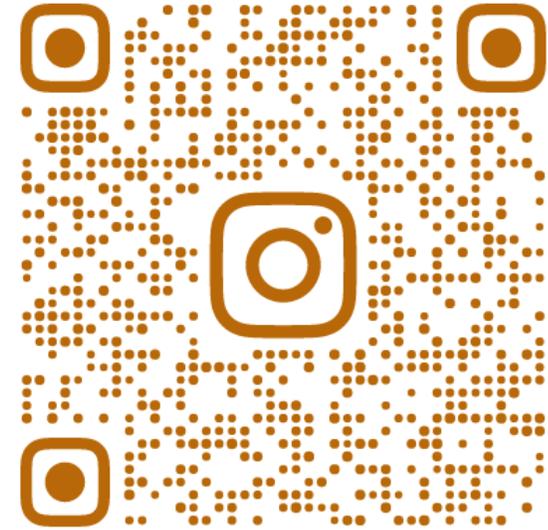
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN